



様式第17号 (第15条関係)

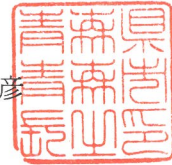
青市指令廃対第 10 号

一般廃棄物処理業許可更新証

令和 5 年 3 月 29 日付け申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可更新する。

令和 5 年 4 月 14 日

青森市長 小野寺 晃彦



所在地	青森県青森市大字駒込字桐ノ沢110番地
名称	株式会社山本工業
代表者氏名	代表取締役 山本徳光
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ（厨芥類を除く。）、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器
収集、運搬及び処分の別	収集運搬
営業の区域	合併前の青森市行政区域内に限る。
収集・運搬用車両	第161号 青森100さ6383 第166号 青森100す3978 第513号 青森100は4077 第515号 青森100は4081 第520号 青森100は4423 第521号 青森100せ129 第606号 青森100す5695 第642号 青森100す7053 第643号 青森100は2733 第700号 青森100す8350
処理施設	無し
条件	
許可期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日

(教示)

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として(訴訟において市を代表するのは市長となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。



許可事項変更許可証

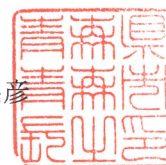
青市指令廃対第 269 号

所在地 青森県青森市大字駒込字桐ノ沢110番地
名称 株式会社山本工業
代表者氏名 代表取締役 山本徳光

令和5年3月29日付け変更申請のあった事項について、次のとおり許可する。

令和5年3月29日

青森市長 小野寺 晃彦



事
項

下記2台を減車
第157号 青森130さ8581
第702号 青森100は3996

（変更後の全車両）

第161号 青森100さ6383
第166号 青森100す3978
第513号 青森100は4077
第515号 青森100は4081
第520号 青森100は4423
第521号 青森100せ129
第606号 青森100す5695
第642号 青森100す7053
第643号 青森100は2733
第700号 青森100す8350

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に青森市を被告として（訴訟において市を代表するのは市長となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があると認められるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しを求める訴えを提起することができません。

(裏面)

令和 5 年 3 月 29 日 青市指令廃対第269号 車両2台の減車